

阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について

〔2026(令和8)年3月31日現在〕

2019（平成31）年4月に策定した阪南市人権施策推進基本計画（以下、「本計画」という。）では、本計画の基本理念である「すべての人が、かけがえない存在として尊重される人権文化豊かなまち」を実現するために施策の基本的方向として取り組むべき主要課題を定めました。本計画に基づく施策について、人権施策の着実な推進を確保するため、毎年進捗状況の自己評価を行ったうえで、各事業の実施状況・目標の達成状況を、阪南市人権擁護に関する審議会に報告するとともに、その評価および本計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表することとしています。2025（令和7）年度の事業の実施状況についてまとめました。

※取り組むべき主要課題（取組の優先順位を示すものではありません）

- (1) 男女共同参画に関する課題
- (2) 子どもの人権課題
- (3) 高齢者の人権課題
- (4) 障がい者の人権課題
- (5) 同和問題（部落差別）
- (6) 外国人の人権課題
- (7) 感染者に関する人権課題
- (8) 情報化社会における人権課題
- (9) 性的マイノリティの人権課題
- (10) 上記以外の人権課題

I. 数値目標(活動指標)による進捗管理(資料3)

本計画を着実に達成すべく、推進主体を明確にし、可能な限り数値目標を設定し、年度ごとの評価と進捗管理を行うため、32の指標を設定しています。

「阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理」では、数値目標と現状値等を記載しており、前年度と比較して施策目標に近づいたことを示す上向き矢印は、32指標中12項目となりました。特に指標3の管理職的地位にある職員に占める女性割合では、女性管理職が1人増加し、女性管理職が占める割合は全体の24.4%となりました。また、指標31の本人通知等制度の登録者数では、昨年度の316人から10人増加し、326人の登録者数となりました。

下向きの矢印については、10項目となり変動なしは10項目となりました。

なお、指標9の介護予防普及啓発事業延参加者数について、事業の一部が健康増進課へ移管となったことに伴い、参加者数が減少し、移管先事業となった指標10の健康教育事业への参加者数は、増加となりました。

Ⅱ. 重点項目の推進

本計画の実効性を高めるために、以下の3点を重点項目として設定し、取組を進めています。

ア 私たちを取り巻く人権課題についての教育・啓発

市民対象人権啓発講座（職員研修含む）ヒューマンライツセミナーや人権を考える市民の集い、女と男のハートフル講座等の開催等を通じて、人権啓発活動に取り組みました。

1) 市民対象人権啓発講座（職員研修含む）

ヒューマン ライツセ ミナー	7/28(月)	「みんなの居場所づくり」 ～子ども食堂の活動から考える～ ⇒子どもの人権	藤本 真帆 (公益社団法人住吉隣保事業推 進協議会)	109 人
	8/21(木)	スポーツ漫画の系譜学 ～人権の視点からスポーツ漫画 を考える～ ⇒スポーツと人権	吉村 和真 (京都精華大学マンガ部教授)	96 人
	9/19(金)	あなたのくらしとアイヌの人々 ～※アイヌ民族の歴史文化に学ぶ①～ ⇒みんなの人権 ※アイヌ民族：北海道や東北地方北部、樺太、千 島列島など古くから移住してきた日本の先住民 族。	竹内 渉 (北海道アイヌ協会元事務局長)	112 人
	9/29(金)	映画【カムイのうた】 ～アイヌ民族の歴史・文化に学ぶ②～ ⇒みんなの人権	【映画モデル】 知里 幸恵	161 人
人権を考え る市民の集 い	12/6(土)	【第1部】 読み語り：「※みなまたの木」 読み手：阪南市人権擁護委員 【第2部】 映画「MINAMATA-ミナマター」 ⇒公害病と人権 ※水俣病：熊本県水俣湾周辺の化学工場などから 海や河川に排出された有機水銀により汚染され た海産物を住民が長期にわたり日常的に食べた ことで水銀中毒が集団発生した公害病	(主催) 阪南市、阪南市教育委員 会、阪南市人権協会、岸和 田人権擁護委員協議会 (阪南地区)、阪南市事業 所人権問題連絡会	276 人
女と男の ハートフル 講座	10/7(火)	戦争を撮る。命を伝える。 ～女性ジャーナリストのまなざし～ ⇒平和、生命、そして人権	玉本 英子 (紛争ジャーナリスト)	36 人

	10/30(木)	介護の経験から、情報を知ることの大切さを学ぶ ⇒高齢者の人権	田中 千余子 (阪南市介護者の会会長)	75 人
みんなの人権教室	9/6(土)	「みんなの人権教室」 ～「誰か」のことじゃない～ 【第1部】※モルック体験 【第2部】映画：怪盗グルーのミニオン超変身 ⇒みんなの人権 ※モルック：木製ピンを木の棒（モルック）で倒して得点を競うゲーム。簡単なルールで老若男女問わず楽しめるスポーツ。	主催：岸和田人権擁護委員協議会（阪南地区）	28 人

2) 人権啓発指導者の養成・資質向上の取り組み

人権推進課職員をはじめ市職員を各種講座や研修会に派遣しました。

月日	講座名他	主催者	派遣者
R7. 6 ～ R8. 1	困難な問題を抱える女性・DV被害者等の地域支援者養成講座	大阪府家庭支援課	人権推進課職員1人
R7. 7 ～R. 8. 1	部落解放・人権大学講座	一般社団法人部落解放・人権研究所	市職員1人
R7. 7. 31	市町村相談員等スキルアップ研修	大阪府家庭支援課	人権推進課職員1人
R7. 8～ R7. 11	大阪府人権総合講座前期・人権科目 科目履修	大阪府委託事業 一般社団法人部落解放・人権研究所	人権推進課職員3人
R7. 8. 21 ～8. 22	部落解放・人権大学 高野山夏季講座	一般社団法人部落解放・人権研究所	市職員3人（内1人 人権推進課職員）
R8. 1. 27 ～1. 28	第40回人権啓発研究集会	一般社団法人部落解放・人権研究所	人権推進課職員1人
R8. 2. 3	人権擁護委員研修 堺市立人権ふれあいセンター（フィールドワーク）	岸和田人権擁護委員会 阪南地区	人権推進課職員2人

3) 阪南市人権行政推進委員会の取り組み

「人権の基礎理解」をテーマに掲げた研修を人権行政推進委員を対象に実施し、身近にある人権課題について、理解を深めました。

【研修内容】

- ・同和問題、子どもの人権、障がい者の人権等についての基礎理解の学習
- ・グループワークの実施（身近にある人権課題）、意見共有

イ 阪南市子どもの権利に関する条例の理解を高める広報活動の実施

- 1) 本条例に関するリーフレットの配布や市民・市職員を対象としたセミナーの開催等を通じて、本条例の理解を高める啓発活動に取り組みました。
- 2) 校園長会において、本条例が制定されたことを説明するとともに、その内容について共有を図りました。
- 3) 子どもの意見を聴き取る機会の充実に向けて教職員を対象とした研修を実施しました。
- 4) 阪南市総合計画の中期基本計画の作成にあたり、「市長と中学生との交流会」等を実施するなど、子どもたちの意見を聴き取るとともに、本市の未来を考える機会の創出に取り組みました。

ウ 阪南市本人通知等制度の周知

本人通知等制度による登録者の増加が、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止につながるとの認識のもと、取組を推進しました。登録期間（3年）は、廃止しています。

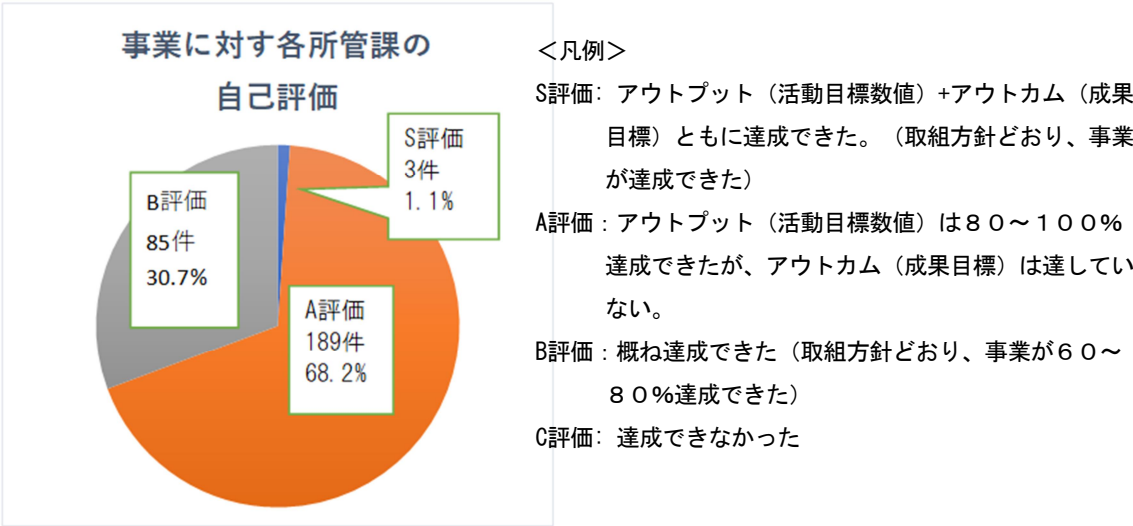
- 1) 市ウェブサイト及び広報誌（年2回）への掲載
- 2) 市民課記載台周辺に啓発ポスター及びステッカーの掲示
- 3) 窓口封筒へ本制度内容を掲載
- 4) 転入者に配付する書類の中に本制度の登録申請書を同封
- 5) 庁内ネットワークを通じて、全職員への制度周知及び登録勧奨の実施
- 6) 人権推進課主催の研修、セミナー開催時に本制度の案内配布
- 7) 制度案内チラシについて、はなてい等市のキャラクターを記載し親しみやすいものへ変更
- 8) はたちの集いにおいて本制度登録の案内配布

Ⅲ. 2025(令和7)年度事業別実施(進捗)状況報告【総括】(資料1)

10課題のうち、9課題、277事業について各関係所管課が「2025年度実施実績」「担当課評価」の進捗管理に取り組みました。

担当課評価は「SABC」の4段階で、S評価は3件、A評価は189件、B評価は85件となり、C評価は3件から0件に減少しました。

2024年人権課題別評価	(件)					2025年人権課題別評価	(件)				
	S評価	A評価	B評価	C評価	事業数		S評価	A評価	B評価	C評価	事業数
(1)男女共同参画に関する課題	0	32	28	0	60		0	32	28	0	60
(2)子どもの人権	1	40	5	1	47		1	39	8	0	48
(3)高齢者の人権	2	29	17	1	49		2	27	19	0	48
(4)障がい者の人権	0	41	11	1	53		0	41	11	0	52
(5)同和問題（部落差別）	0	18	8	0	26		0	19	7	0	26
(6)外国人の人権	0	8	8	0	16		0	10	5	0	15
(7)感染者の人権	0	5	2	0	7		0	4	2	0	6
(8)情報化社会における人権課題	0	8	2	0	10		0	8	2	0	10
(9)性的マイノリティの人権	0	8	4	0	12		0	9	3	0	12
合 計	3件	189件	85件	3件	280件		3件	189件	85件	0件	277件



(1) 男女共同参画に関する課題

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく「固定的性別役割分担意識」は、男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つとなっています。「固定的性別役割分担意識」の解消や誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、次の3つについて重点的に取り組みました。

ア) あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

審議会等の女性委員の比率について、審議会等33.9%（令和6年度：33.5%）、委員会等20.6%（同年度：14.7%）となっており、取組のさらなる推進に向け、B評価としています。また、教職員の管理職の女性割合は19.2%となりました。

各職場では、働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にすることで管理職への女性職員登用の推進に取り組みました。

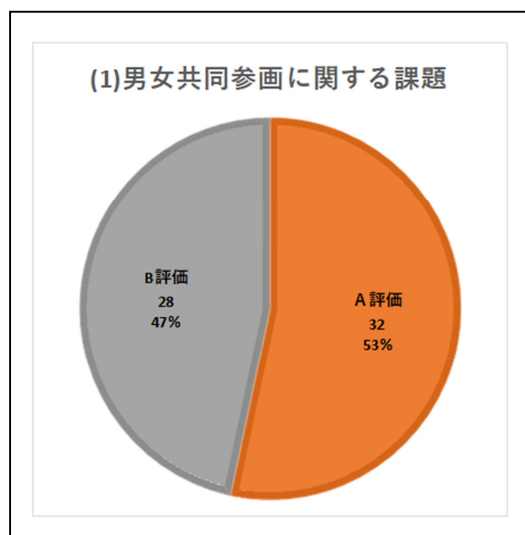
イ) 個人の人権が尊重される社会づくり

学校においては、性的虐待だけではなく、身体的、心理的及び※ネグレクト等の虐待の疑いがあれば速やかに通告するよう各学校へ周知徹底を図りました。また、児童虐待未然防止に向けて、地域や各家庭へも周知を行い、理解と協力を求めました。

※ネグレクト：養育者や介護者が、保護や世話を怠る「育児放棄」「介護放棄」「自己放任」のこと

ウ) すべての世代への男女共同参画意識の浸透

男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つとなっている「固定的性別役割分担意識」の解消に向け、ウィズはんなん女と男委員会との協働により、女と男のハートフル講座を2回開催し、男女共同参画意識の向上に取り組みました。毎月発行している広報誌や市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際は、固定的な性別役割分担意識が伝達されるような表現やイラストが使用されないことがないよう、複数人で確認しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、昨年度と同様の評価割合となりました。「あらゆる暴力の根絶」「こどもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり」はA評価が多く、「意思決定の場への女性の参画の拡大」「雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり」、「男女共同参画の意識づくり」の項目でB評価が多い傾向です。

(2) 子どもの人権課題

本市では、子どもたち一人ひとりの人権を保障するため、「児童の権利に関する条約」に定められた「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、SDGsの目標でもある「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方を踏まえた「阪南市子どもの権利に関する条例」を制定しています。本市の子どもたちが健やかに育つまちづくりをめざし、次の4つについて重点的に取り組みました。

ア) 子どもの人権の尊重

「阪南市子どもの権利に関する条例」のリーフレットの配布や市民・職員を対象としたセミナーの開催など本条例の理解を高める啓発活動に取り組みました。

また、校園長会において、本条例が制定されたことを説明するとともに、その内容について共有を図りました。

イ) 子どもの頃からの人権教育・保育の推進

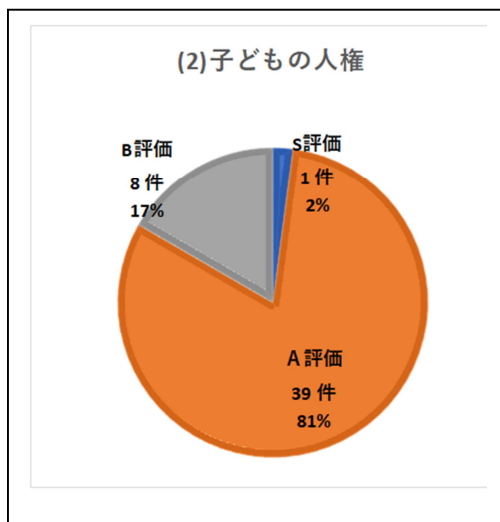
阪南市人権擁護委員による人権教室を幼稚園で開催しました。また、学校園では人権教育年間指導計画に基づく人権教育を実施するとともに、全教育活動において、人権教育を基盤とした教育を実施しました。

ウ) 子どもの人権侵害の防止と子どもの支援体制

保育所、幼稚園、小中学校におけるいじめの予防、早期発見、早期解決の取組として、小学校で373件、中学校で64件のいじめを認知し、各学校で対応しました。支援を必要とする子どもに対して就学前からの支援体制を整えるために教育支援相談員等による施設巡回を実施しました。

エ) 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

幼稚園・小学校に地域ボランティアの受付員を配置し、子どもたちの安全確保と不審者の侵入抑止に取り組みました。



事業に対する各所管課の自己評価について、A評価が81%と多く、B評価が17%となりました。子どもの人権に関する啓発講座の開催項目では「子ども食堂の活動から考える」をテーマに掲げたセミナーを開催するとともに子どもの権利を考える機会を創出することができたことからA評価とされています。

(3) 高齢者の人権課題

本市の高齢化率は約34.9%で、全国平均を大きく上回っています。また、将来推計では令和22年には高齢化率が45.8%に達すると見込まれています。本市では、高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域ケアシステムの実現をめざし、高齢者がその能力に応じ主体性をもって安心して生活をするように、高齢者の意思及び自己決定を最大限に尊重する視点に立った体制の整備やきめ細かな施策の推進を図るため、次の5つについて取り組みました。

ア) 高齢者の人権の尊重

※地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行いました。令和7年度相談件数は9,217件でした。

※市内2つの地域包括支援センターでは、高齢者や家族、地域住民、介護事業者などから介護・福祉・医療など様々な相談に応じています。

イ) 我が事・丸ごとの地域共生社会の実現

校区地区福祉委員会が中心となり、サロンや個別支援活動の実施など、きめこまかな地域福祉活動が展開されています。また、自治会単位でのサロン活動の展開を図る取組を進め、身近な場所にある居場所づくりに結びました。

ウ) 高齢者の自立促進と生きがい活動の充実

在宅の要支援・要介護認定を受けたひとり暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急通報装置の設置を行い、安全・安心の確保に努めるとともに、制度内容について市ウェブサイトに掲載するなど周知活動に取り組みました。

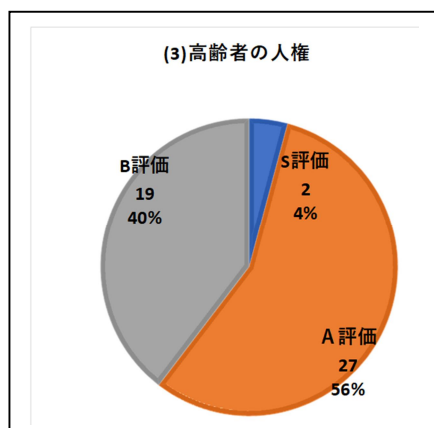
エ) 利用者本位の介護サービスの充実

※見守りネットワークの構築に関して、関係機関との連携を図るとともに、市民の知識・理解の向上に向けたキャラバンメイト研修を実施するなど、認知症施策の推進に取り組みました。

※見守りネットワーク：認知症の人の行方が分からなくなった場合、早期に発見され、ご家族のもとに帰れるよう、本市及び近隣市町の行政、地域包括支援センター及び関係機関と協力し、情報共有を行うネットワーク

オ) 高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発の推進

高齢者の人権をテーマとしたセミナーを開催し、職員を含め75人が参加しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、高齢者の尊厳の保持（孤立死の防止に向けた取組の推進）、地域福祉活動の充実（社会福祉協議会活動の充実）項目でS評価がありました。関係機関との連携の強化により施策の充実に繋がっています。

(4) 障がい者の人権課題

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会参加する主体として自己実現できるよう、地域の中でともに自立し支え合うインクルーシブな社会の実現が求められています。そのために、雇用・就労、社会参加の促進、保健・福祉・医療の充実、文化活動の推進など、ライフステージに即した障がい児・者の福祉施策を総合的に推進するとともに、障がいの有無に関わらず、すべての市民が人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できるよう、市民への周知啓発にも積極的に行うため、次の4つについて取り組みました。

ア) 人権侵害の防止と権利擁護の充実

身体拘束や虐待の防止に向けた取組では、虐待通報25件全件を虐待として認定し、対応しました。

イ) 障がい児・者の自立支援と社会参加の推進

障がい者雇用促進では、障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るための研修を実施しました。

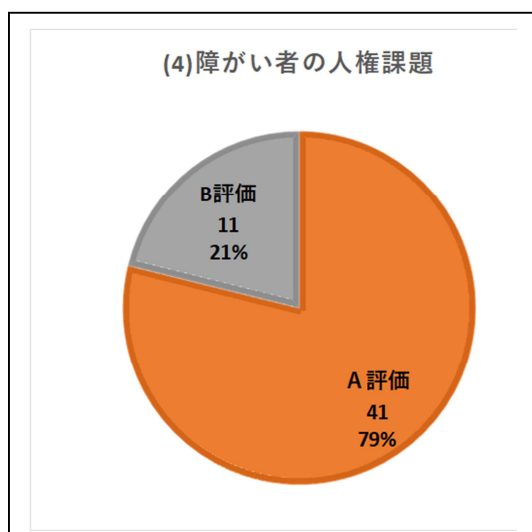
ウ) だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進

※くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）では、登録者の名簿一覧及び地図を最新のものに更新し、各校区地区福祉委員会、民生委員・児童委員、名簿情報提供に係る協定を締結した自治会・自主防災組織に提供し、情報を共有しました。

※くらしの安心ダイヤル事業：災害時に支援が必要な人の名前・住所などの個人情報を市に登録し、その情報をもとに近くの福祉委員・民生委員・ボランティアなどが希望に応じた見守り等を行う事業

エ) インクルーシブ教育・保育システムの構築

小中学校へ子ども支援員を41人配置し、必要な支援を行いました。また、支援学校の教員を招いて相談会を2回開催するとともに、各学校園において、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの障がいに応じた指導に活用しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、障がい児・者の権利擁護に関する普及について、お互いの人権を尊重し、差別や偏見のない豊かな社会の実現をめざした記事を広報誌に掲載し広く周知を行ったことからA評価でした。ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言がAと評価されています。相談件数36件

(5) 同和問題（部落差別）

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」と明記されるとともに、相談体制の充実等について定めることにより、国及び地方公共団体の責務が明らかとなりました。同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなど日本固有の人権問題です。同和問題の解決や差別意識の解消に向け、次の3つについて重点的に取り組みました。

ア) 差別意識の解消に向けた人権教育の推進及び イ) 差別意識の解消に向けた人権啓発の推進

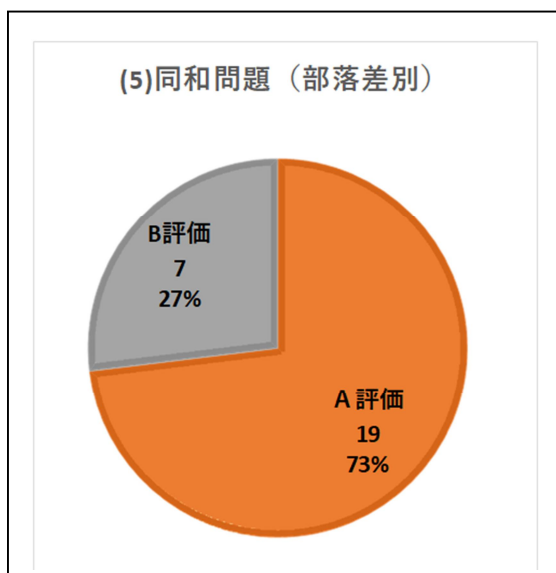
阪南市人権行政推進委員を対象に同和問題に関する研修を実施しました。

また、市職員における人権・同和教育のリーダーの育成として、本市職員1人が「部落解放・人権大学講座」を受講し、人権推進課職員を含む3人が「部落解放・高野山夏期人権講座」に参加しました。さらに「部落解放啓発研究大会」へ人権推進課職員が参加しました。

ウ) 人権が尊重された人権文化のまちづくり

人権侵害の早期発見と適切な対応のために各種相談体制の充実と、職員の専門性確保のため大阪府認定人権擁護士4人を配置しています。

また、職員一人ひとりが差別事象について行政職員として留意すべき点を理解し、差別事象の発生に適切に対処できるよう策定した「阪南市差別事象対応マニュアル」の活用についての周知に取り組みました。



事業に対する各所管課の自己評価については、保育所、幼稚園、小中学校における人権・同和教育・保育の推進に向けて、年間計画に基づき、同和教育を実施したことからA評価となりました。

(6) 外国人の人権課題

国内では、国際化が進んできたことによって、さまざまな国籍の外国人が幅広い分野の職業に従事し、留学生や外国人旅行者も多数来日しています。また、本市の在留外国人数は増加傾向であり特にベトナム国籍がもっとも増加しています。「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、外国人労働者の受け入れ拡大が進んでいます。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、対等な関係を築くとともに国際的視野にたって一人ひとりの人権を尊重し、社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会を築いていくことが必要です。ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざした施策を推進するため、次の2つについて取り組みました。

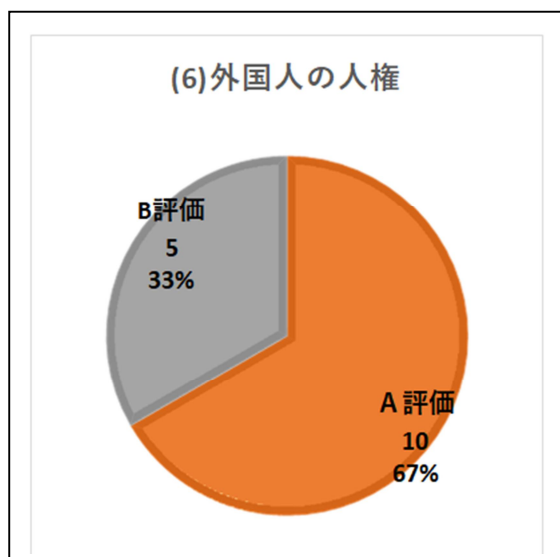
ア) 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進

多文化共生事業の推進では、日本語発表会の開催を通じて、市内在住の外国人の学習活動を支援するとともに、国際交流活動に繋げました。

令和7年度 参加者数115人

イ) 在住外国人の生活支援

日本語での会話が困難な相談者にとって、言語でのコミュニケーションが円滑となるよう、翻訳ツールアプリを活用した相談体制を整備しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、「相談窓口の充実」福祉部に「くらし丸ごと相談室」など市民の方と接するところでのA評価が多くなりました。広報活動の充実では、人種や民族の違いを互いに認め合い尊重し合う共生社会の実現に向けた記事を広報誌に掲載し、広く周知に努めたことからA評価となりました。

(7) 感染者の人権課題

H I Vやハンセン病などの感染者に関する人権課題については、正しい知識の普及啓発の取り組みが必要です。また、新型コロナウイルス感染症や新興感染症の発生・まん延時においては、当該患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族等の人権が尊重されるよう、当該感染症に関する広報その他の啓発活動の実施が重要です。

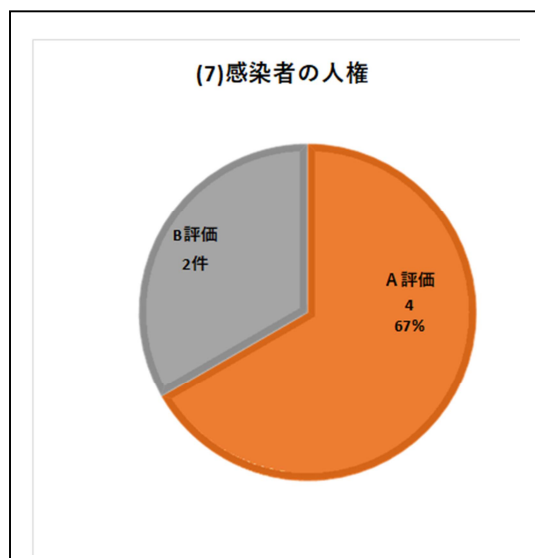
そのような中、感染症の人権課題に関する啓発冊子を配布するなど、正しい知識を伝えることにより、感染予防及び感染者への配慮についての普及・啓発活動に取り組みました。

ア) 感染症についての正しい知識の普及

広報誌にハンセン病についての正しい理解を促進するための啓発記事を掲載しました。また、本庁舎窓口にH I V・エイズに関する啓発資料を配架するなど、正しい知識の普及に努めました。

イ) 相談窓口の設置

ハンセン病回復者相談窓口について、市ウェブサイトに掲載するなど、窓口の周知に努めました。



事業に対する各所管課の自己評価については、相談体制の充実についてA評価でした。市職員における感染症についての正しい知識の普及、啓発講座の開催については、B評価でした。

(8) 情報化社会における人権課題

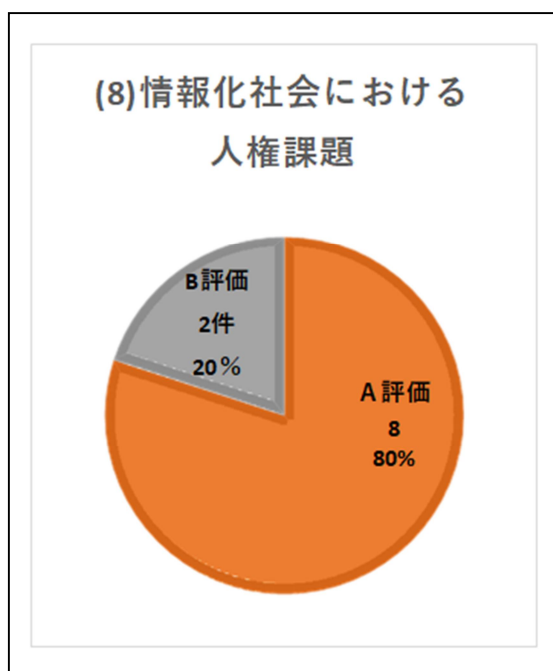
インターネットは、情報の収集や発信、商品の購入など、生活をする上で欠かせないものとして急速に普及しています。しかし、その匿名性、情報発信の安易さから、個人・団体や不特定多数の者を誹謗中傷したり、差別を助長・誘発したりする情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

このような差別事象の実態把握を行うとともに、情報の発信者がモラルと人権意識を高め、自らの発信する情報に責任を持つことを可能にする情報モラルが求められています。さらには、これらの事象を生み出すインターネットとはどのようなメディアなのかを市民が学び、プラットフォームの課題などについても理解を深める必要があります。そのためには、前提としてインターネット上の情報にとどまらず広くメディアからの情報を市民が能動的に、多角的に吟味して判断し、さらに発信をしていく能力であるメディア・リテラシーを獲得していることが重要です。

ア) 人権意識の高揚と正しい利用の促進

学校における情報モラル教育については、情報担当者連絡会での取組をはじめ、生徒指導担当者研修においても情報モラル教育に関する内容を実施し、情報モラル教育の充実を図りました。

人権課題の把握と対応では、インターネット上の人権侵害事象の早期発見に向け、モニタリングを実施しました。また、権利侵害情報の削除依頼等の具体的な方法に関する相談窓口として開設されている「ネットハーモニー」（大阪府からの委託により一般財団法人大阪府人権協会が運営している相談窓口）について、広報誌に記載するなど、相談窓口の周知に努めました。



事業に対する各所管課の自己評価については、市民啓発講座の開催、市職員におけるインターネット上での差別事象、人権侵害に関する研修の実施についてB評価でした。

(9) 性的マイノリティの人権課題

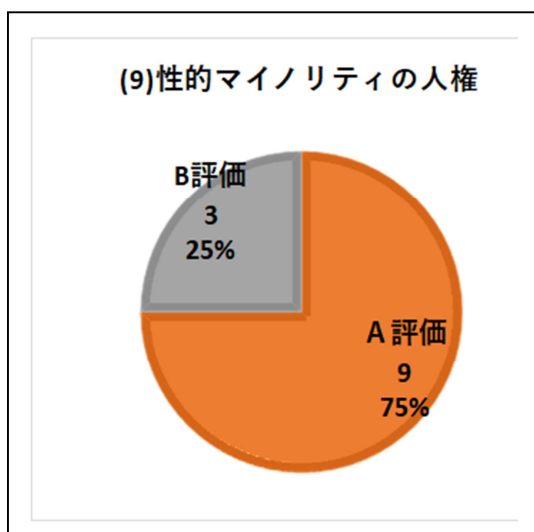
「生物学的な性」と「性自認」が一致している人や、「性的指向」が異性に向いている人が多数派とされている一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティ（少数派）がいます。性的マイノリティの人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの性的少数派が生きづらさを感じています。性的指向に関しては、性的指向を理由とする差別的な扱いは不当であるという認識は広がっていますが、いまだ「男性が男性を、女性が女性を好きになる」同性愛に対しては根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性自認に関しては、身体の性と心の性との食い違いに悩みながら、社会の無理解や偏見の中、社会生活上の支障をきたしたり、職場や学校等で嫌がらせやいじめ、差別を受け苦しんでいる人々がいます。性のあり方は人それぞれです。多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりを一層進めるため、次の点について取り組みました。

ア) 性の多様性、性的マイノリティへの理解促進

新規採用職員を対象として「人権課題の基礎理解」を深める研修を実施しました。また、学校園において、性の多様性の理解を促進するための教育を実施するよう指導しました。

イ) 多様な性が尊重されたまちづくり

性的マイノリティの子どもたちが安心して学校園生活が送れるよう、相談体制を整え、啓発ポスターの掲示などの環境整備を行うとともに、日頃の教職員の言動により「相談しても大丈夫だよ。」というメッセージを送り続けるよう、学校園に伝えるようにしています。また、校園長会においても同様に指導を行いました。当該児童・生徒がカミングアウトした際の対応についても校園長会等で周知・啓発しました。さらに、職員異動に伴う引継ぎ時には、衣服等の配慮等、性の多様性の観点を伝えています。



事業に対する各所管課の自己評価については、学校における教育の推進についてA評価となりました。また、正しい理解と認識を深めるための市民啓発講座の開催、市職員・教職員への研修等の取組についてはB評価でした。